

「微量P C B含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）」
に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和6年6月14日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

微量P C B含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）について、令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）まで御意見を募集したところ、3件の御意見を頂きました。寄せられた御意見の概要とこれに対する考え方は別紙のとおりです。

【別紙】

御意見の概要及びそれに対する考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	(1) 3枚目の16行目 「(以下「濃度超過部位」)」は「(以下「濃度超過部位」という。)」のほうがよい。 (2) 3枚目の28行目 「報告規則等」には報告規則以外の何が含まれるのか。 (3) 11枚目の4行目 「循環洗浄」は「バイパス配管による循環洗浄」のほうがよい。 (4) 12枚目の11行目 「以下「脱塩素化分解・洗浄報告書等」という。」の「以下」は後段のどの記載を指すのか。 (5) 14枚目の5番目の米印 「分解洗浄実施後」は「分解洗浄実施中及び分解洗浄実施後」のほうがよい。	(1) について 御意見のとおり、「(以下「濃度超過部位」という。)」に修正いたします。 (2) について 「報告規則等」とは「電気関係報告規則」と「原子力発電工作物に係る電気関係報告規則」を示します。よって、3枚目の21行目は、「報告規則」から「報告規則等」に修正します。 (3) について 御意見を踏まえ、対象が明確となるよう、「バイパス配管による循環洗浄」とします。 (4) について 「以下」については、12枚目中「(3) 記録の保管」の「イ)」と「(4) 記録の閲覧」が該当します。 (5) について 御指摘の箇所は14枚目の6番目の米印と史料されるのでそちらについて回答いたします。 御意見を踏まえ、課電自然循環洗浄法との違いを明確にするため、「分解・洗浄実施中及び分解・洗浄実施後」と修正いたします。
2	(1) 7枚目の28行目 「(昭和39年法律第170号)」は削除したほうがよい。3枚目の記載と重複するから。 (2) 10枚目の8行目 「わかる」は「分かる」のほうがよい。	(1) について 御意見のとおり、重複するため削除いたします。 (2) について 「わかる」は「分かる」に統一いたします。

	(3) 14 枚目の最下行の 4 行上 「それ以外」は「共油型以外」のほうがよい。	(3) について 御意見を踏まえ、表と合わせるため、「共油型以外」と修正いたします。
3	本洗浄法（脱塩素化分解・洗浄法）は 2015 年から各電力会社変電所の変圧器 50 台以上の PCB 濃度を無害化(0.4mg/kg 以下に)した実績があり、以前からある「課電自然循環洗浄法」と比べて非常に信頼性が高い。本洗浄法の特徴は、PCB 濃度を確認しながら作業できることで、無害化の信頼性の高さはこの点が大きく寄与していると思う。 市況の事業者等は更新コストを掛けるより低いコストで継続使用できないかを模索している場合が未だ多くあり、電氣的・機械的に問題のない変圧器を継続使用可能とする本洗浄技術はすぐにでも施行されるべき。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。